

青森県報

第四千二百五十六号

平成二十九年
二月一日
(水曜日)

目次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) ……三

農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……五

選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……七

告 示

青森県告示第五十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川、笹内川	皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
水源かん養保安林			一、四二二・八六

岩木川下流	〃	四九五・七〇
岩木川上流	〃	一、〇九九・四八
平川	〃	五五六・六六
浅瀬石川	〃	七〇三・五二
今別川、蟹田川	〃	一、〇二三・二〇
青森地区	〃	八四八・二四
下北東部	〃	一、二九九・八七
下北西部	〃	九九一・二六
上北地区	〃	一五一・五八
七戸川	〃	六四四・八三
奥入瀬川	〃	六二四・〇三
馬淵川下流	〃	九九七・七一
新井田川	〃	一六二・九三
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一四二・二四
岩木川下流	〃	二八三・三八
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四二一・〇六

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八四・三六	八七・二〇	〇・七二	九九・七〇	二四・三四	一四七・五四	一七四・四二	一九・〇六	一〇五・七二

上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・九六	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八

八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"
一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三二・〇〇	一〇六・〇四	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・五〇	〇・九六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町
"	保健保安林	"	"	"
九八・五二	一五九・二二	八・六二	九・三二	三・七六

公 告

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 県庁舎等清掃業務
 - 2 業務内容 入札説明書による
 - 3 業務期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの一年間
 - 4 業務場所 青森県庁舎（青森市長島一丁目一の一、新町二丁目四の三〇）ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札

参加資格)の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九五

2 入札書の提出期限

平成二十九年三月十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟地下一階会計管理課入札室

平成二十九年三月十六日 午後二時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百二十二条、第三百二十三条及び第百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成二十九年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部行政経営管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

5 入札手続の停止等

平成二十九年年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うところがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2018

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 14, 2017

4 Contact point for the notice:

Management Section
Administrative Management Division
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9095

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	申請日
有会社イ エム総合ネッ ト弘前	弘前市大字悪戸字中野 二五二の二	弘前市大字葛原字大柳一七 八の一のうちほか二筆	平成 二九・一・二〇
齊藤博	弘前市大字土堂字長瀬 八六の一	弘前市大字土堂字長瀬二一 四の一ほか二筆	"
農事組合法人 中央地区農作 業受託組合	弘前市大字新里字上樋 田八一の七	弘前市大字撫牛字字橋本九 三四	"
農事組合法人 浅瀬石水稲生 産組合	黒石市大字浅瀬石字川 合七二の三	黒石市大字中川字花岡五四 の二ほか一筆	"
石岡勝博	つがる市森田町森田月 見野三五六の一 見野丘団地特二	つがる市森田町山田豊秋三 六ほか五筆	"

石岡勝博	つがる市森田町森田月 見野三五六の一 見野丘団地特二	つがる市森田町山田米倉七	"
高橋義一	つがる市木造蓮川清川 一二	つがる市木造豊田常盤七〇 ほか四筆	"
相馬充志	つがる市柏玉水末吉四 一	つがる市柏玉水見吉一〇九 ほか十三筆	"
川添守	つがる市森田町山田新 田一七	つがる市森田町森田平山一 三〇ほか二筆	"
蝦名賢造	つがる市稲垣町豊川宮 藤二八	つがる市稲垣町穂積幾島七 七ほか二筆	"
成田克幸	つがる市稲垣町千年清 橋一三	つがる市稲垣町千年高尾八 〇ほか三筆	"
川添守	つがる市森田町山田新 田一七	つがる市木造越水今村一四 七ほか八筆	"
川添守	つがる市森田町山田新 田一七	つがる市木造越水今村一五 三	"
佐藤文親	つがる市森田町床舞眞 鶴三八	つがる市森田町床舞鶴喰一 四五ほか九筆	"
工藤勝幸	つがる市柏稲盛幾世八 の一	つがる市柏上古川房田一〇 三の二ほか五筆	"
渋谷友喜彦	つがる市木造善積萩田 二一	つがる市木造兼館佐野一七 六ほか四筆	"
小山内英壽	つがる市木造兼館塩越 五三の一	つがる市木造蓮川玉田一二 六ほか四筆	"
白戸勝一	五所川原市大字七ツ館 字鶴ヶ沼一八八	五所川原市大字七ツ館字柏 枝一〇二ほか三筆	"
工藤正也	つがる市稲垣町繁田源 八〇の二	五所川原市金木町嘉瀬雲雀 野九八七	"
小笠原守	五所川原市大字持子沢 字隠川五〇四の一	五所川原市大字持子沢字三 原一四七	"
横嶋義彦	五所川原市大字松野木 字福泉一四九の一	五所川原市大字水野尾字唐 松二〇四ほか二筆	"
中川満善	五所川原市大字松野木 字福泉八六	五所川原市大字松野木字養 捨八七七ほか五筆	"

佐々木秀吉	上北郡おいらせ町二丁目七五の三	上北郡おいらせ町豊栄一丁目八八七の一ほか三筆	"
下道建設株式会社	上北郡おいらせ町洗平三九の二	上北郡おいらせ町立蛇一の一	"
田中豊日	上北郡おいらせ町西下川原二五五の一	上北郡おいらせ町明土二二〇ほか三筆	"
種市敏美	上北郡おいらせ町赤田前一八の七	上北郡おいらせ町赤田前八九ほか三筆	"
蝦名一満	上北郡おいらせ町南下田四八の七	上北郡おいらせ町西下谷地三二八ほか一筆	"
松田悦子	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二一〇	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二四五のうち	"
川口俊雄	上北郡おいらせ町新田二四の四	上北郡おいらせ町風嵐八八ほか一筆	"
奥寺治	上北郡おいらせ町一川目四丁目一二七の八七	上北郡おいらせ町東下谷地二九一の一ほか二筆	"
有限会社マルシヨウ農園	上北郡おいらせ町豊栄二丁目一四四	上北郡おいらせ町東下谷地三〇九の一ほか二筆	"
川口勉	上北郡おいらせ町下屋敷三二の二	上北郡おいらせ町深沢平二六九ほか二筆	"
三村千代吉	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の七一九	上北郡おいらせ町東下谷地三四三の一	"
三村千代吉	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の七一九	上北郡おいらせ町東下谷地三四四の一	"
天間一博	上北郡七戸町字中野七七の一二	上北郡七戸町字猪ノ鼻一〇九の三ほか九筆	"
天間正義	上北郡七戸町字小田平一一の三	上北郡七戸町字根間手五四の一	"
有限会社原幸運送	上北郡七戸町字原久保三二	上北郡七戸町字館ノ下三の一四	"
葛西正人	南津軽郡田舎館村大字大袋字松元一五四の一	南津軽郡田舎館村大字大袋字松本四六の一ほか四筆	"
白戸晋	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字福田一二三の一	南津軽郡田舎館村大字川部字中西田一五の二ほか五筆	"

下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町内山平七四の八三三ほか六筆	"
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊四三五ほか四筆	"
佐々木力男	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村五五	下北郡大間町大字奥戸字大川目二五四の二	"
青森ジャパンフアーム株式会社	三戸郡五戸町大字浅水字堀切二三七	三戸郡五戸町大字浅水字堀切二五六ほか一筆	"
たかむら農園株式会社	三戸郡五戸町大字倉石石沢字高岩一九	三戸郡五戸町大字倉石石沢字一ノ坪四の一ほか三十一筆	"
山本孝浩	三沢市深谷三丁目九四の五四	三戸郡階上町大字角柄折字東平一の三五ほか一筆	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年二月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第百五十五条 投票用紙等に押すべき印」を

「第百五十五条 投票用紙等に押すべき印

第百五十五条の二 裁判官が退官等した場合における掲示の方法

に改める。

第一条中。以下「憲法改正国民投票法」という。「を削る。」

第二条中、「公職選挙法を、「令」とは、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）を」、「公職選挙法を、「審査法」とは、最高裁判所裁判官国民審査法を、「憲法改正国民投票法」とは、日本国憲法の改正手続に関する法律を、「令」とは、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）を、「審査令」とは、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）を」に改める。

第五十四条中「最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）以下「審査法」という。」を「審査法」に改める。

第五十五条中「審査法第十四条（投票用紙の様式）第三項及び同法第二十六条」を「審査法第十四条（投票用紙の調製）及び第二十六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（裁判官が退官等した場合における掲示の方法）

第一百五十五条の二 市町村委員会は、審査法第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）第三項又は第四項の規定による掲示をするときは、

第二百六号様式の二又は第二百六号様式の三に準じてしなければならない。

第一百五十六条第二項を次のように改める。

2 市町村委員会は、審査令第二十条（裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い）第一項の規定により審査を行わないこととなつた裁判官の掲示事項を消除するときは、当該裁判官に係る掲示事項を縦二本の黒色の線を引いて行うものとする。

第一百五十六条に次の一項を加える。

3 市町村委員会は、審査令第二十条第二項の規定により審査に付される裁判官の氏名を変更するときは、変更する部分に縦二本の朱色の線を引き、その右横に変更後の氏名を朱書きして行うものとする。

第二百五号様式の二中「午後八時」を「午前八時三十分（午後八時）」に、「午後時 分」を「午前 時 分（午後 時 分）」に改める。

第二百六号様式の次に次の二様式を加える。

第二百六号様式の二（第二百五十五条の二関係）

注意
最高裁判所裁判官国民審査における裁判官（氏名）は、年月日その官を失つた（死亡した、退官した）ので（氏名）に対する審査を行いません。

年月日
市（町、村）選挙管理委員会

注一 掲示は、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル以上のものとする。

二 掲示は、投票所内の審査人の見やすい場所に一枚以上行うものとする。

三 審査令第一条第一項に規定する事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合においては、「 年 月 日その官を失つた（死亡した、退官した）ので」は、「 年 月 日において、直近に付された審査の期日から十年を経過していないため」とする。

第二百六号様式の三（第二百五十五条の二関係）

注意 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官（氏名）は、年月日その氏名に変更が生じました。	
変更前の氏名	変更後の氏名
年月日	
市（町、村）選挙管理委員会	

注一 掲示は、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル以上のものとする。

二 掲示は、投票所内の審査人の見やすい場所に一枚以上行うものとする。

三 氏名には、ふりがなを付するものとする。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭